

堺市監査委員公表第19号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年4月8日

堺市監査委員	三宅達也
同	田渕和夫
同	藤坂正則
同	播磨政明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和3年8月2日～令和3年12月22日	
措置を講じた部局等	消防局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>2(1)</p> <p>消防手数料(危険物手数料)について</p> <p>堺市消防手数料条例に基づき、危険物手数料を収入している。</p> <p>この事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 消防法の規定による通報</p> <p>消防法で指定された数量(以下「指定数量」という。)以上の危険物を貯蔵又は取り扱う施設として設置の許可をしたもののうち、指定数量の倍数が一定数以上の許可については、大阪府公安委員会に通報しなければならないとされている。</p> <p>しかし、令和3年4月1日から7月31日までの許可に関して消防局全体で9件の通報が必要であったが、そのうち堺消防署の許可1件が大阪府公安委員会に通報されていなかった。</p> <p>3(1)</p> <p>消防事務委託に伴う財産の取扱いについて</p> <p>地方自治法に基づく大阪狭山市</p>	<p>御指摘後、通報漏れがあった令和3年5月分については、同年10月15日付けで大阪府公安委員会に報告を致しました。</p> <p>今回の件を踏まえ、危険物保安課において事務処理体制の見直しを行い、令和3年11月8日に「危険物申請等事務手続基準」を改正し関係各課署に周知致しました。今後の再発防止に努めてまいります。</p>	<p>堺消防署 予防課</p>

<p>からの消防事務委託に伴い、同市から財産の譲渡を受けている。</p> <p>この財産の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 備品の管理</p> <p>大阪狭山消防署で管理している備品について、備品登録を行っていなかったものや、備品登録において所在名称を誤っていたものがあった。また、同署内に市の所有物ではない発電機 1 台が保管されていた。</p> <p>4 (2)</p> <p>役務費（手数料）について</p> <p>役務費（手数料）に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 再検査業務の履行確認</p>	<p>御指摘後、登録漏れ及び所在場所の誤登録があった備品について、令和 3 年 9 月 27 日及び 11 月 5 日に修正登録作業を行いました。また、署内に保管されていた発電機については、直ちに所有者である大阪狭山市に返却致しました。</p> <p>今回の事案を受け、署内で管理している全ての備品の保管状況について、備品登録台帳等を基に再度確認を行いました。</p> <p>平成 30 年 8 月 20 日付け消総第 1633 号通知に基づく備品等の管理について、所属職員に再度周知を行い、備品の配置場所及び数量と財務会計システムの登録状況の確認を確実に行ってまいります。</p>	<p>大阪狭山消防署</p>
--	---	----------------

<p>高圧ガス容器再検査業務について、契約書で受注者は業務完了時に業務完了届を提出することとされている。</p> <p>しかし、業務完了時に業務完了届の提出を受けていなかった。</p>	<p>御指摘を受け、受注者に対し、未提出分の業務完了届の提出を指示し、令和3年9月16日に受理致しました。</p> <p>また、同日、業務完了時には、業務完了届を遅滞なく提出するよう受注者に対して指導を行いました。</p> <p>今後このようなことがないよう業務完了時の確認体制を改め、提出漏れが無いよう、複数人での確認を行ってまいります。</p>	<p>警防部 警防課</p>
<p>4 (3) 委託料について 委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。</p>		
<p>ア 受注者からの報告書類の確認 美原消防署庁舎清掃業務について、日常清掃業務報告書を確認したところ、受注者から提出を受けていた業務担当者名簿に記載されていない者が作業に従事している日があった。</p>	<p>業務担当者の変更については口頭による報告のみであったことから、御指摘後、受注者に対し早急に業務担当者名簿による報告を指示し、令和3年9月22日に受理致しました。</p> <p>今後は、業務担当者の変更のほか、臨時の措置等が必要な場合は、契約書等の内容を基に、必要な措置を遅滞なく行うよう、所属職員に周知徹底を行いました。</p>	<p>美原消防署</p>
<p>イ 収入印紙の貼付 消防局文書等集配業務について</p>	<p>御指摘を受け、受注者から</p>	<p>総務部</p>

<p>て、金額が不足した収入印紙が貼付されている契約書を受け取っていた。</p>	<p>令和3年9月10日付けで不足分を税務署に収めた領収書の写しを受領しました。</p> <p>今後はこのようなことがないよう、相手方から契約書を受領する際の確認事項について、所属長から所属職員に対し改めて周知徹底を行いました。</p>	<p>総務課</p>
<p>ウ 委託業務の履行確認</p> <p>消防局ほか冷暖房設備保守点検業務について、仕様書では受注者は点検完了時に作業報告書と別に機器の型式等詳細な情報を記入した点検結果報告書を提出することとされている。</p> <p>しかし、点検完了時に当該点検結果報告書の提出を受けていなかった。</p>	<p>御指摘を受け、受注者に対し業務内容の確認及び点検結果報告書の提出を指示し、令和3年11月1日に点検結果報告書を受領致しました。</p> <p>今後は、契約締結時に年間の点検内容及び提出物、点検終了時に提出が必要な報告書について、契約業者に指示・確認を行います。また、提出漏れの報告書がないか、確認を徹底します。</p>	<p>総務部 総務課</p>
<p>エ 委託業務に関する決裁</p> <p>消防局庁舎設備運転監視等業務について、堺市消防事務決裁規則に基づき、部長が業務の委託に関する決裁及び予定価格の決定を行うべきところ、課長が決裁及び決定を行っていた。</p>	<p>予定価格の決定、業務委託及び契約締結について、令和3年11月10日付けで追認の部長決裁を受けました。</p> <p>今後は、予定価格の決定及び業務委託起案の際に、調達課が作成するチェックシートを活用し、事務担当者及び決裁者が決裁区分を確認します。</p>	<p>総務部 総務課</p>
<p>[予定価格の決定について(意見)]</p> <p>消防局庁舎設備運転監視等業</p>	<p>今後は、予定価格の決定時</p>	<p>総務部</p>

<p>務について、3年間の長期継続契約として平成25年度、28年度及び令和元年度に一般競争入札により契約している。当該業務の契約について、過去3回（平成25年度、28年度及び令和元年度）の予定価格等を調査したところ、業務内容に大きな変更がなかったにもかかわらず、令和元年度の契約の予定価格は、平成25年度及び28年度の予定価格と比較して約3～3.5倍となっており、過去3回の契約額と比べても大きく乖離していた。</p> <p>堺市契約規則では、予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して定めるものとするとしているが、令和元年度の契約の予定価格は取引の実例価格を考慮して決定されたものとは言い難い。</p> <p>委託業務の入札にあたっては、取引の実例価格等を考慮するとともに、業務の仕様に基つき積算し、予定価格の決定を適切に行われたい。</p> <p>4(4)</p> <p>現金等の管理について</p> <p>現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公金外現金の取扱い</p> <p>大阪狭山防災協会の事務で扱っている公金外現金について、所</p>	<p>に過去の契約実績を考慮するとともに、業務の仕様に基つき業者から参考見積を徴取するなどの方法で、取引の実例価格等の確認を行い、予定価格の決定を適切に行います。</p> <p>御指摘を受け、支出伝票の作成及び現金出納簿の記載を</p>	<p>総務課</p> <p>大阪狭山消防署</p>
---	--	---------------------------

<p>属長の決裁を受けずに支出を行っているものがあつた。また、当該支出について、現金出納簿（兼収支整理簿）にも記載していなかつた。</p>	<p>行い、所属長の決裁を受けました。</p> <p>今後はこのようなことがないように、改めて各種事務処理の要領等について所属職員に周知徹底を行いました。</p>	
---	---	--